



2 受初児生第 2 号
令和 2 年 8 月 1 3 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

江口 有 隣



令和 2 年度「自殺予防週間」の実施について (通知)

令和 2 年 7 月 1 日付け参自発 0701 第 1 号により厚生労働省から依頼のあった、「令和 2 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について (依頼)」(別添 1) についてお知らせします。

「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号) 第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。あわせて、「自殺総合対策大綱」(平成 29 年 7 月 25 日閣議決定) において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺対策に一層御配慮

くださるようお願いいたします。

また、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和2年6月17日付け2初児生第9号児童生徒課長通知）（別添3）において、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があることから、これらの時期にかけて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところです。同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただきますよう御指導をお願いいたします。

【参考】

- ・別添1：「令和2年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和2年7月1日付け参自発0701第1号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- ・別添2：令和2年度「自殺予防週間」広報ポスター
- ・別添3：「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和2年6月17日付け2初児生第9号児童生徒課長通知）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話：03-5253-4111（内線：3298）

F A X：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp



参自発0701第1号
令和2年7月1日

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和2年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、9月10日から9月16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

については、貴府省庁におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。なお、前述の通り、

自殺予防週間に向けた啓発活動として、8月中から出来るだけ多くの国民の方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、7月下旬に順次発送いたします。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和2年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月10日（金）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

(1) 自殺予防週間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)

(2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記1と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

(3) 複数の出先機関(関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様)等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺予防街頭キャンペーン

概要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

(実施箇所：全国47箇所の地方■■局)

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

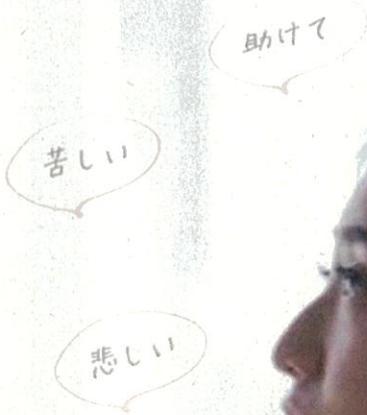
厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111 (内線 2839)

担当者：坪井、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

いつもと様子が違う
そんなとき
ちょっと気にかけてみる
声をかけてみる



その声かけが、
ゲートキーパーへの
第一歩。

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこと。

令和2年度 自殺予防週間 9/10(木)~9/16(水)

こころの
健康相談統一
ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
0570-064-556
相談対応曜日・時間は
都道府県によって異なります。

フリーダイヤル つなぐ ささえる
0120-279-338
一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

FAXでの相談の方 **03-3868-3811**

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方
0120-279-226
ガイダンスで専門的な対応も選べます(外国語含む)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方
050-3655-0279

えすえぬえすえすぞうだんあんない
SNS相談案内



LINE・チャットで
相談ができます。

しえん じょうほうけんさく
支援情報検索サイト



電話、メール、SNSなど
様々な方法の相談窓口を
紹介しています。

2 初 児 生 第 9 号
令和 2 年 6 月 1 7 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大 濱 健 志

(印影印刷)

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいたところと見受けられます。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、平成30年度の児童生徒の自殺者数は332人であり、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあると見受けられます。また、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、下記の事項について御留意いただき、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人

及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただきますよう御指導をお願いします。

記

毎年、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、これらの期間において集中的に実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(※) SOSの出し方に関する教育については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)連名通知)を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構

築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

【参考】

- 「18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄）」
- 「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」
- 「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

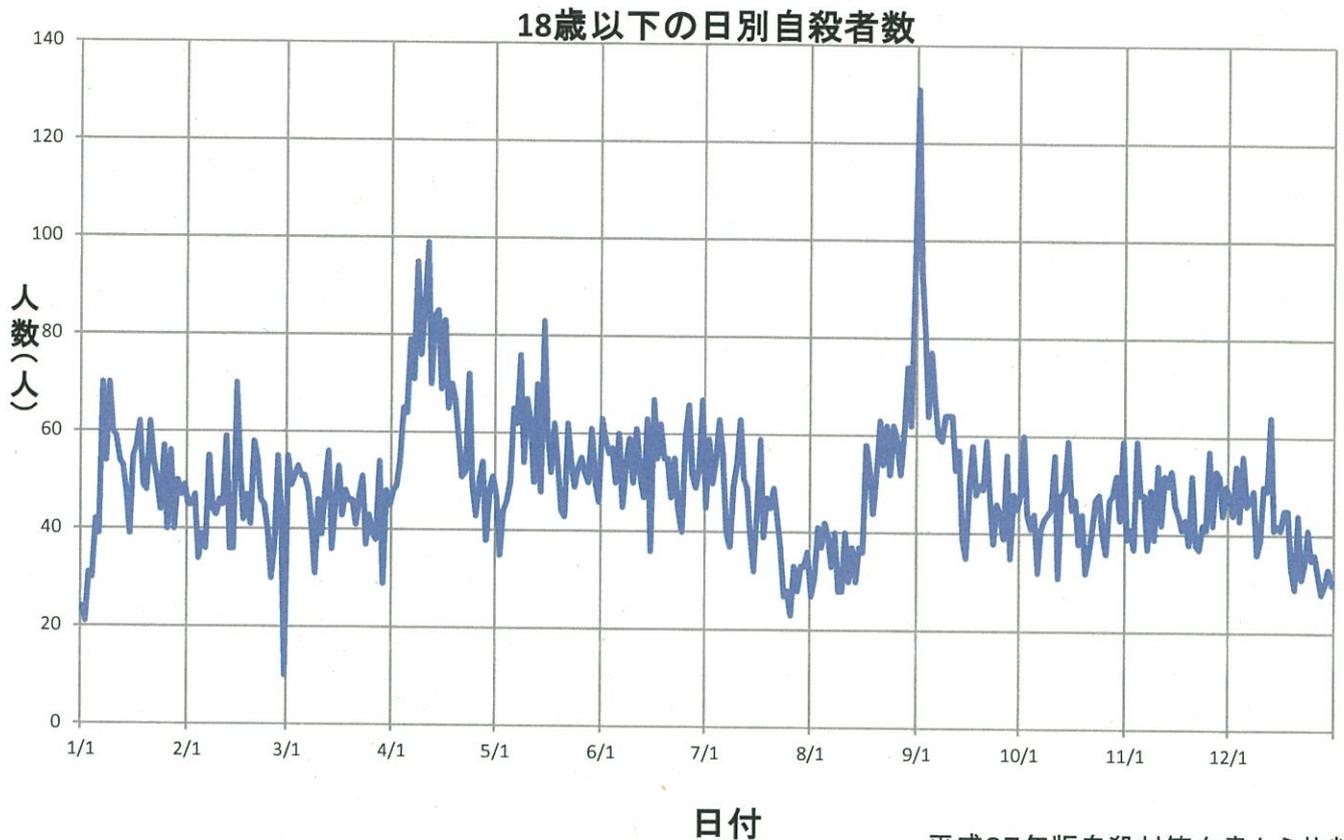
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル



なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省